

「下請取引適正化推進講習会」の開催について
～ 11月は下請取引適正化推進月間です～

令和元年10月2日
内閣府沖縄総合事務局

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図るとともに、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行っています。

沖縄総合事務局では、総務部公正取引室及び経済産業部中小企業課との共催にて、「下請取引適正化推進講習会」を開催し、下請法の適用範囲、親事業者の義務、親事業者の禁止行為等を解説いたします。詳細は次のとおりです。御不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

【令和元年度 下請取引適正化推進月間キャンペーン標語】

無茶な依頼 しないさせない 受け入れない

【開催日時及び会場】

開催日時	開催地	募集定員	会場
令和元年11月18日（月） 13:30～16:30	那覇市	80名	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 1階AB会議室

【受講申込方法及び注意事項】

- 参加を希望される方は、次の申込フォームからお申込みください。
- 講習会の対象は、物品の製造（加工を含む）、修理、情報成果物の作成又は役務提供（建設業を除く。）を業とする事業者の下請取引担当者とします。
- 講習会で使用するテキスト等は講習会当日に会場で配布します。
- 講習会は無料です。
- 講習会の募集については、会場の都合により、定員になり次第締切りといたしますので、御了承ください。
なお、定員に達しない場合でも、開催日前日に受付を終了いたします。
- 1事業者当たりの受講申込人数の制限は設けませんが、定員を大幅に超える申込みがあった場合、個別に人数の調整をさせていただくことがあります。
- お申込みの際に入手した個人情報は、講習会業務以外の目的には使用いたしません。

申込フォームはこちらのURLから

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/sep/190925.html>

【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（担当：山里・宇座）
電話098-866-0049（直通）